

# 第1回自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会

## 議事概要

日時:平成25年10月8日(木) 15時30分~17時00分

場所:合同庁舎第2号館低層棟共用会議室6

田端自動車局長、後藤座長より開会挨拶。事務局より資料説明を行い、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

### ○法律改正関係事項について

- ・ 法律改正事項については、事務局の方で法制的な考え方を整理して示すべきである。
- ・ 現状においてどれくらいの市町村が移譲を希望するのか調査すべきではないか。また、登録の事務・権限を有する市町村が自ら運送者となる場合の措置についても検討すべきではないか。
- ・ 移譲後の輸送の安全を確保するために国が全国各地で何度も市町村向けの研修を行うのであれば、むしろ引き続き国が関与した方がよいのではないか。

### ○移譲を受けやすくするための環境整備と運用ルールの緩和等について

- ・ 事務・権限の移譲と運用ルールの緩和は分けて考えるのではなく、移譲を受ける意欲のある市町村等において運用ルールの緩和が認められるという形でインセンティブを付与すべきではないか。現状のように移譲のメリットが不明確なままだと、無償での運送や謝礼での運送が増えるなど、本末転倒になるのではないか。
- ・ 現在のような状況であれば、運営協議会の枠組みは不要なのではないか。地域の交通だけでなく、まちづくりをどうするのか、福祉政策をどうするのかといったことを含めて議論しないと、現実には起きている問題と運営協議会における議論の内容がずれてきてしまう。
- ・ 既存の交通ネットワークとの関係も含めた必要性を議論するにあたって、運営協議会の枠組みも必要だと考える。
- ・ 運営協議会の中における県・市町村の位置付けが薄い。交通政策は地方が担うべきである。また、旅客の範囲の拡大については、観光客などの外から来る人だけでなく、地域の人にとのように社会参加してもらうかという観点も必要。現状では無償でしか運送できない人を有償でも運送できるように検討が必要ではないか。
- ・ 実施主体や旅客の範囲については、自家用有償全体で議論するのではなく、過疎地有償と福祉有償で分けて考えた方がよいのではないか。
- ・ 平成21年と23年に国が取り組んだ運用改善に係る取組の検討経緯と改善内容、それを受けた市町村の取組の変化等をきちんと分析する必要がある。この間、市町村がしっかりと取り組んでこなかったことが、移譲を受けても本当に運営できるのかという指摘につながっているのではないか。
- ・ 平成18~21年「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」、23年「運営協議会における合意形成のあり方検討会」において、運営協議会のあり方については方向性が整理されたと認識している。この間、国がどのような措置をとってきたのかを総括する必要があるのではないか。
- ・ 平成14年の需給調整規定の撤廃によって、地域交通政策のイニシアチブをとるのは国ではなく地方公共団体の役割となった。国も地方も、その点を自覚して対策をとるべき。